



Tokyo独立開業道場 第3回

講演②「金商法等の検査対応について」

2022年12月13日（火）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士 川村 彰志
シニアパートナー

 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
Atsumi & Sakai

I. 監督・行政処分－金融商品取引法における枠組み



1. 監督・検査権限

金融商品取引法（「法」）50条以下
金融庁
証券取引等監視委員会：勧告を行う。

法56条の2（報告の徴取及び検査）

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引業者等、これと取引をする者、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等（以下この項において「子特定法人」という。）、当該金融商品取引業者等を子会社（第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定法人にあつては、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引業者等、当該子特定法人、当該

I. 監督・行政処分－金融商品取引法における枠組み



金融商品取引業者等を子会社とする持株会社若しくは当該金融商品取引業者等が業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定法人にあつては当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し必要な検査に、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者にあつては当該金融商品取引業者等の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

1. 監督・行政処分－金融商品取引法における枠組み



2. 行政処分

法51条（金融商品取引業者に対する業務改善命令）

内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

法52条（金融商品取引業者に対する監督上の処分）

内閣総理大臣は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1. 監督・行政処分－金融商品取引法における枠組み



3. 規制の透明化

金融商品取引法、政令、内閣府令、告示
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）

https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/supervisory_approaches_revised.pdf

金融サービス業におけるプリンシプルについて

<https://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2/01.pdf>

金融上の行政処分について

<https://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2/03.pdf>

証券モニタリングに関する基本指針

<https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/sisin.pdf>

令和4事務年度証券モニタリング基本方針

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2022/2022/20220802/01.pdf

金融商品取引業者等検査マニュアルは廃止
しかし参照すべき点はある。

II. 検査対応



1. 検査対応者

法令遵守管理担当者（法務・コンプライアンス担当者）
代表者
投資運用部門統括者

2. 検査準備

株式会社取締役会、取締役会議事録等書類の整備
法定帳簿の整備
変更登録等届出（法31条）、届出（法50条以下）

II. 検査対応

3. 検査

全てが検査の対象になる。

検査官質問は、質問を十分に理解し、会社としての回答、資料の開示

外部アドバイザーとの相談、意見書他

意思決定の際の合理的な検討、検査質問時の検討

意見申出制度

検査対応状況

第二種金融商品取引業の対応

4. 検査情報の取扱い

証券取引等監視委員会の調査・検査に関連する情報の取扱いについて

<https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/toriatsukai.pdf>

III. 行政処分先例

1. 金融庁による公表

報道発表資料（金融庁ホームページ）

行政処分事例集

https://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html

2. 認可金融商品取引業協会（法67条以下）

一般社団法人日本投資顧問業協会

IV. その他－適格機関投資家等特例業務

法63条以下

集団投資スキームに係る私募及びファンド自己運用
届出義務

ご清聴いただき
誠にありがとうございました



お問い合わせ

弁護士 川村 彰志

(第二東京弁護士会)

E-mail:

akimoto.kawamura@aplaw.jp

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル（総合受付 16階）
Tel: 03 5501 2111（代表） Fax: 03 5501 2211



※ 本セミナーの内容は、一般的な情報提供を目的としており、個別案件についての法的助言ではありません。お問い合わせ等は、上記弁護士までご連絡くださいますようお願い申し上げます。